

循環型社会形成推進交付金の予算確保および制度の拡充について

【提案先】環境省

1. 提案内容

(1) 市町等が必要とする交付金予算の確保

- 循環型社会形成推進交付金について、必要な予算額の確実な確保

平成27年度要望額 6市10事業 20億4千万円

(2) ごみ焼却施設の解体撤去に対する支援制度の拡充

- 稼働中の施設を停止できないため、やむを得ず新施設を跡地以外に整備し、竣工後に旧施設を解体撤去する場合、当該解体撤去についても循環型社会形成推進交付金の対象とするための支援制度の拡充

今後、跡地以外で解体撤去を必要とする施設 3市3施設



2. 提案の理由

- 県内各市町等の一般廃棄物処理施設の多くが施設の更新時期を迎えており、その整備には複数年度にわたって多額の費用が必要。
- 交付金額が要望額を大きく下回ると、市町等は計画的な事業執行ができず、市民生活に多大な影響を及ぼすおそれ。
- 廃棄物処理施設の更新に伴い、廃止施設の解体撤去が必要となるが、現行制度では、解体撤去費用は旧施設と同一の場所に新施設を整備する場合のみが交付対象。

(本県の取組状況と課題)

◆ 本県における一般廃棄物処理施設整備状況

- 県内の市町等が設置する焼却施設は老朽化が進んでおり、14か所のうち半数が築20年以上で、最も古いものでは築37年になる。
- このため、今後平成33年度までに4市5焼却施設で施設の更新が予定されている。
- また、施設更新に伴う解体工事も予定されており、施設配置計画や施設の運用上、5施設中3施設は別敷地での整備予定となっている。

◆ 課題

- 廃棄物処理施設の整備には、複数年度にわたる事業期間と多額の事業費を必要とするため、地域計画を策定した上で計画的に事業を実施しているが、見込んだ交付金が得られない場合には、事業が実施できなくなるおそれがある。
- 廃棄物処理施設の解体撤去は、ダイオキシン類の飛散や作業員の暴露防止対策等に多額の費用がかかるが、全ての解体撤去工事が交付の対象となっておらず、市町の大きな財政負担となる。

■ 平成33年度までに施設の更新・解体が見込まれる施設

事業主体名	施設区分	施設区分詳細	新旧施設の位置	築年数
近江八幡市	エネルギー回収推進施設	高効率ごみ発電施設	別敷地	32
大津市	エネルギー回収推進施設	高効率ごみ発電施設	同一	26
	エネルギー回収推進施設	高効率ごみ発電施設	同一	25
草津市	エネルギー回収推進施設	高効率ごみ発電施設	別敷地	17 (S52竣工 H9大規模改修)
野洲市	エネルギー回収推進施設	熱回収施設	別敷地	32

県内焼却施設の建築年数
(施設数)

築30年以上	4
築20年～29年	3
築10年～19年	6
築10年未満	1

